



平成 28 年 4 月 18 日

各 位

会社名 株式会社竹内製作所
 代表者名 代表取締役社長 竹内 明雄
 (コード：6432 東証第一部)
 問合せ先 取締役経営管理部長 神山 輝夫
 (TEL 0268-81-1100 (代表))

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 4 月 18 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 5 月 27 日開催予定の第 54 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレートガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。
- (2)その他字句の修正ならびに上記条文の新設、変更および削除に伴う条文の繰り下げ等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 訓 第 1 条～第 3 条 (条文省略) (新 設)	第 1 章 総 訓 第 1 条～第 3 条 (現行どおり) <u>(機関)</u> 第 4 条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、</u> <u>次の機関を置く。</u> (1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u>
第 4 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式 第 5 条～第 8 条 (条文省略) (株主名簿管理人)	第 2 章 株 式 第 6 条～第 9 条 (現行どおり) (株主名簿管理人)
第 9 条 (条文省略)	第 10 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定め、</u>公告する。 (新設)</p> <p>第10条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会 第12条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 <u>(取締役会の設置)</u></p> <p>第18条 <u>当社は取締役会を置く。</u> (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。 (新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p>	<p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議をもって定め、</u>公告する。</p> <p>3. <u>当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第11条～第12条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会 第13条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (削除)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、10名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から<u>代表取締役を選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>第23条 (条文省略) (取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 取締役の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。 (取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第28条～第30条 (条文省略) (取締役の報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬、賞与、その他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置)</p> <p>第32条 当社は監査役および監査役会を置く。 (監査役の員数)</p> <p>第33条 当社の監査役は、3名以上とする。</p>	<p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第23条 (現行どおり) (取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u> (重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</u> (取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第29条～第31条 (現行どおり) (取締役の報酬等)</p> <p>第32条 取締役の報酬、その他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の選任)</p> <p>第 34 条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の任期)</p> <p>第 35 条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p>(常勤監査役)</p> <p>第 36 条 <u>監査役会は、その決議により、常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 37 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役会は、監査役全員の同意により、招集の手続を経ないで開くことができる。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 38 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役全員の過半数をもってこれを行う。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 39 条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 40 条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規程)</p> <p>第 41 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第 42 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 33 条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手續きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第 34 条 <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第 35 条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が、これに記名押印または電子署名する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第 36 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第 6 章 会計監査人</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p>
<p>(会計監査人の設置)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 43 条 <u>当社は会計監査人を置く。</u></p>	<p>第 37 条～第 38 条 (現行どおり)</p>
<p>第 44 条～第 45 条 (条文省略)</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p>	<p>第 39 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第 46 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	
<p>第 7 章 計 算</p>	<p>第 7 章 計 算</p>
<p>第 47 条～第 50 条 (条文省略)</p>	<p>第 40 条～第 43 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p>
	<p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>1.</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第54期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><u>2.</u> 第54期定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第2項の定めるところによる。</p>

3. 日程

取締役会決議日	平成28年4月18日
定款変更のための定時株主総会開催日	平成28年5月27日（予定）
定款変更の効力発生日	平成28年5月27日（予定）

以上